

VI 労働組合の資格審査

資格審査とは

労働組合は、労働者が自由につくることができますが、労働組合法に規定する手続きに参加し、又は救済を受けようとする場合等には、その都度、労働委員会による審査を受け、労働組合法の規定に適合する労働組合であることの証明を受ける必要があります。

このように、労働組合に、労働組合法上の手続参与等の資格があるかどうかを労働委員会が調べて判定することを**資格審査**といいます。

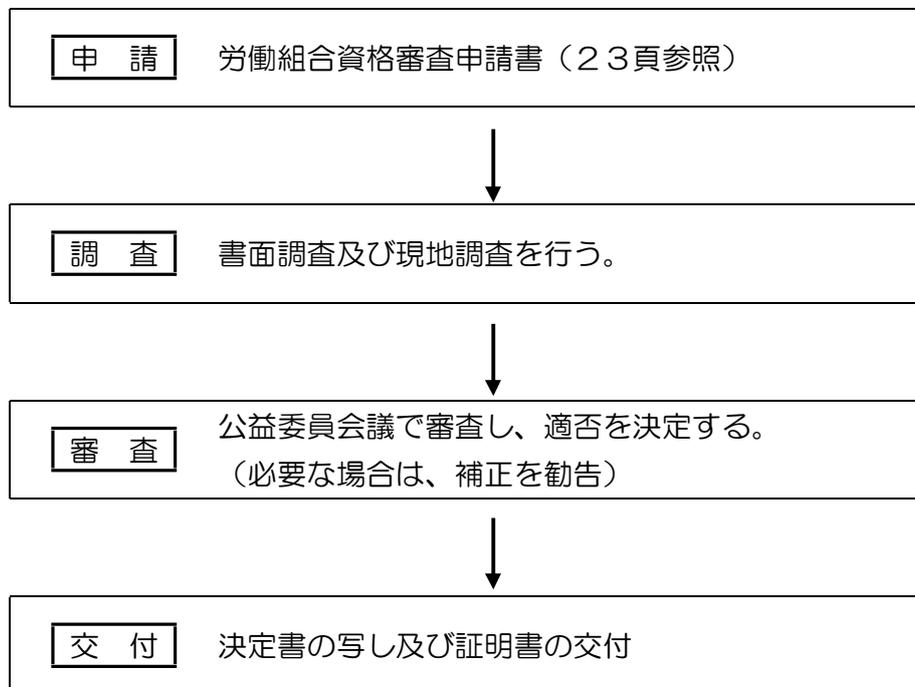
資格審査を必要とする場合は、

- 労働組合が組合の名前で財産を持ったり取引したりするために、法人登記をしようとするとき
- 労働組合が不当労働行為の申立てをして、労働委員会の救済を受けようとするとき
- 労働組合が労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとするとき
- 労働組合が労働者供給事業を行おうとするとき

などの場合です。

なお、資格審査は、労働組合の活動内容等についての「認証」を行うものではありません。

資格審査のながれ



(注) 法人登記及び労働者供給事業許可申請などのための資格審査申請については、事前に事務局にお問い合わせください。

資格審査に適合するための要件

1 自主的な労働組合であること（労働組合法第2条）

ア 労働者が主体となって自主的に組織され、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体又はその連合団体でなければなりません。

イ 次の事項に該当しないことが必要です。

- 使用者の利益代表者の参加を許すもの
- 使用者の経費援助を受けるもの（ただし、厚生資金等の寄付及び最小限の広さの事務所の供与等を除く。）
- 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
- 主に政治運動又は社会運動を目的とするもの

2 組合規約が民主的な運営に必要な内容を備えていること（労働組合法第5条第2項）

組合規約の中に次の事項が規定されていることが必要です。

- 組合の名称
- 主たる事務所の所在地
- 組合員の平等取扱い
連合団体以外の労働組合（単位労働組合）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。
- 資格の平等
何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
- 役員を選出
単位労働組合にあっては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること。
連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。
- 総会開催
総会は、少なくとも毎年1回開催すること。
- 会計報告
すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。
- 同盟罷業の開始
同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。
- 規約の改正
単位労働組合にあっては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。
連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

様式

令和 年 月 日

大阪府労働委員会会長 様

申請人 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号
名 称 〇〇〇〇労働組合
代表者 役 職
氏 名

労働組合資格審査申請書

不当労働行為救済申立て（事件番号令和 年（不）第 号）・法人登記・労働者委員候補推薦・労働者供給事業許可申請のため、資格審査を以下の資料を添えて申請します。

添付資料

- 1 組合及び使用者の概況
- 2 組合員の範囲
- 3 組合役員名簿
- 4 使用者の組合活動に対する経費上の取扱事情
- 5 組合規約（選挙規則、議事運営規則、組合専従者取扱規則、その他の細則を含む。）
- 6 労働協約（附属覚書、協定書等を含む。）
- 7 連合体の場合は組織状況

添付資料について

- ・企業内組合の場合 1～6
- ・合同労働組合の場合 ①組合全体について1～6（1の使用者の概況は不要）、②分会等について1～4、6
- ・連合体の場合 ①連合体について1～7、②単組について1～4、6

※1、3、4については、当労働委員会に所定用紙があります。